



医政発0305第8号
平成30年3月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に基づき、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論を重ねてきたところですが、このたび、検討会において、「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」(以下「緊急対策」という。)がとりまとめられました。これは、検討会の議論において、医師の長時間労働の実態を踏まえ、その改善のために直ちに取り組むべき事項を明らかにし、取組を進めていく必要があるとされたことを踏まえたものです。

緊急対策に掲げられた項目については、現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項も含まれており、緊急対策において各医療機関の置かれた状況に応じた取組とされている一部の項目を除き、医師の労働時間の短縮に向けて、すべての医療機関において速やかに取組が開始され、着実に実行されることが求められております。このため、厚生労働省としては、労働時間管理、36協定等、産業保健に係る項目のうち現行の労働法制により当然にその履行が求められている事項については、個々の医療機関において速やかに点検を行い、不備がある場合には可及的速やかに対応するよう求めるとともに、それ以外の項目についても、今後概ね1年を目途に取り組むよう求めることとしております。

つきましては、各都道府県におかれましては、緊急対策の趣旨及び内容について管内の医療機関に対して情報提供していただくとともに、緊急対策に示されている項目の迅速かつ着実な実施を促していただくよう、ご配意をお願い申し上げます。また、医療機関が取組を行うに当たっては、各都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいて、個別の医療機関に対する訪問支援を行うなどによりより一層の積極的な支援を行うとともに、その他の支援機関として別紙1の関係機関があることを併せて周知していただき、これらの関係機関の積極的な利用も促していただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙2のとおり、病院団体及び公益社団法人日本医師会宛へにも同趣旨の内容を通知しておりますので、御了知願います。